

館林市公式X（エックス）運用方針

1 趣旨

本運用方針は、館林市ソーシャルメディアの利用に関する基本方針に基づき、館林市がX（エックス）を市民等への情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本運用方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) X（エックス） インターネットを利用し、140字以内の短い文章を不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう
- (2) 公式X（エックス） 館林市が設置・運用するユーザー名から発信するX（エックス）をいう
- (3) アカウント X（エックス）を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう
- (4) ポスト X（エックス）に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう
- (5) リプライ 他のユーザーのポストに返信をすることをいう
- (6) リポスト 他のユーザーのポストを引用して投稿することをいう
- (7) フォロー 他のユーザーのポストを受信するように、アカウントを登録することをいう

3 運用主体及び運用管理

公式X（エックス）の運用主体は館林市とする。運用管理責任者は秘書課長とし、アカウントの管理及びポストの発信は秘書課シティプロモーション係が行う。

4 アカウント名

アカウント名は「@TatebayashiInfo」とする。

5 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式X（エックス）のアカウント名を市公式ホームページ上に明示する。

6 発信内容等の明示

本運用方針で定めるアカウントの運営主体及び発信内容、発信方法等について、公式X（エックス）のプロフィール欄に明示する。

7 発信内容

- (1) 市の防災、緊急情報等に関する情報
- (2) 市の施策・事業に関する情報
- (3) 市の報道発表に関する情報
- (4) 市が主催・共催するイベントに関する情報
- (5) 市へ報道提供資料として提出された情報
- (6) その他運用管理責任者が許可した情報

8 運用全般に関する事項

- (1) リプライ、リポスト及びフォローは行わない。ただし、国、群馬県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものはこの限りでない。
- (2) 当アカウントに対し、公序良俗に反するリポスト、ダイレクトメッセージ等を繰り返し行うアカウントその他館林市が不適切と判断したアカウントについては、予告なくブロックする場合がある。
- (3) ポストに記載するリンクのリンク先は、館林市が運営するホームページのみとする。ただし、国、群馬県、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に運用管理責任者が必要と認めるものはこの限りでない。

9 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。
- (2) 館林市は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて行う一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。

10 その他

- (1) X（エックス）の利用について、何らかの理由による不都合が生じた場合は、予告なしに運用管理責任者が利用を中止し、内容の変更、削除又はアカウントそのものを削除することができるものとする。
- (2) 本運用方針に定めるもののほか実施について公式X（エックス）の運用に関し必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

本運用方針は、平成29年3月29日から施行する。

本運用方針は、令和7年1月21日から施行する。

本運用方針は、令和7年4月1日から施行する。